
海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果 (令和3年度)

法に基づく地域計画の策定、地域連携

1. 地域計画策定状況（法第14条）
2. 計画取組状況のモニタリング指標
3. 協議会組織状況（法第15条）
4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

海洋ごみ対策の個別施策（調査、発生抑制、回収処理）

5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）
6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）
7. 民間団体等との連携（法第25条）
8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制(法第25条)
9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）
10. 地方公共団体同士の連携
11. 補助金によって得られた具体的な効果

海洋プラ問題などに関する各都道府県の方針と課題

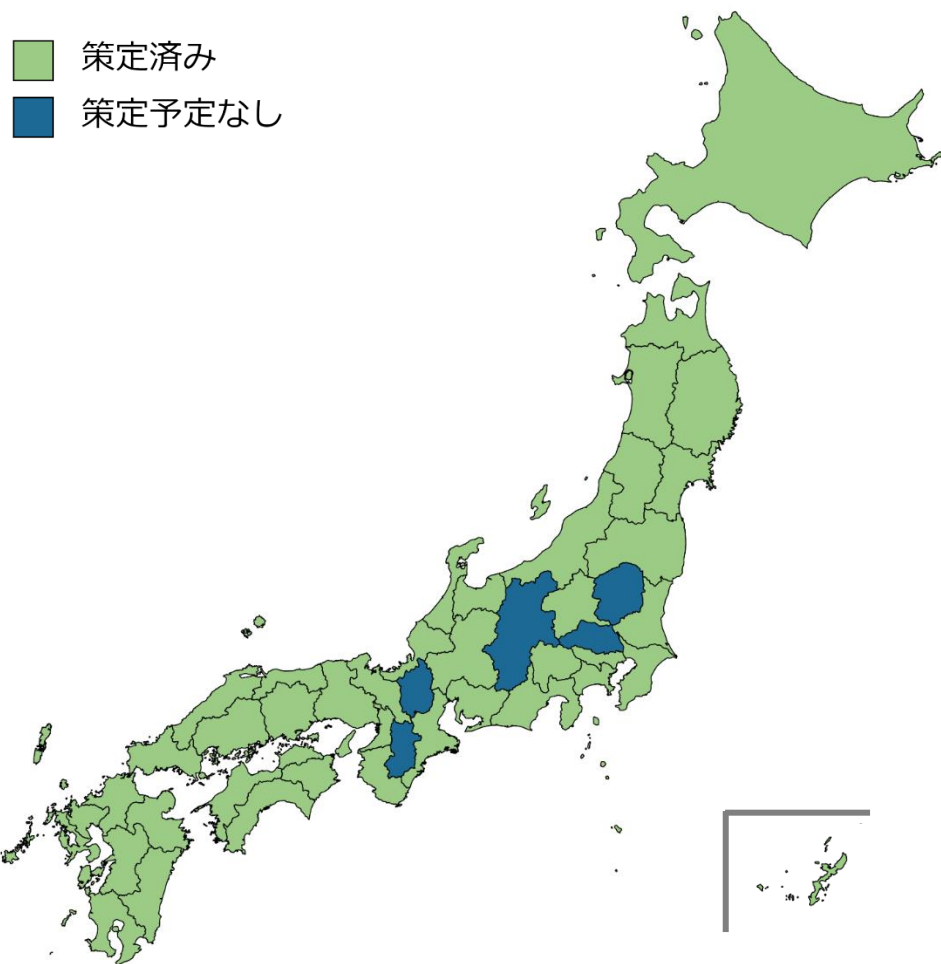
12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定
13. 各都道府県からの課題、提案、要望

法に基づく地域計画の策定、地域連携

1. 地域計画策定状況（法第14条）

- 地域計画は42都道府県が策定済みであり、岐阜県・群馬県の2県が令和3年度に新たに策定（令和元年度・令和2年度時点：40都道府県）。
- 未策定は5県(主な理由：内陸県で海がない)。

策定状況	都道府県数	都道府県名
策定済み	42	<p><u>計画改定済み</u>： 宮城県、山形県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p><u>計画改定予定あり</u>： 青森県、岩手県、秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、香川県、福岡県、熊本県</p> <p><u>計画改定予定なし</u>： 北海道、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県</p>
策定中	0	
未策定	5	<p><u>策定予定なし</u>： 栃木県、埼玉県、長野県、滋賀県、奈良県</p>
計	47	



2. 計画取組状況のモニタリング指標

- 計画取組状況を評価するためのモニタリング指標を定めている都道府県は7府県であり、群馬県・大阪府の2県が新たに追加（令和元年度・令和2年度時点：5県）。
- 主な指標は回収に係るもの（回数、回収率、参加者数）や目視調査による海岸清潔度、計画策定や発生抑制対策等の実施に関するものであった。

自治体	【指標】	【数値目標】	【進捗管理の手法】
秋田県	計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数	25市町村	各市町村に年度末までに実施実績を報告してもらうよう依頼
山形県	水辺の散乱ごみの指標評価手法による海岸清潔度	海岸清潔度のランクを平成23年度春期より1ランク以上高める	年2回海岸清潔度モニタリング調査を実施
群馬県	発生抑制対策、環境学習に関する17指標	県環境基本計画において設定されている数値目標と同一とすることを基本としつつ、各事業毎に設定	県環境基本計画の進捗状況調査を毎年実施
富山県	海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業	2回以上	富山県海岸漂着物対策推進協議会にて進捗状況について確認
	大量漂着時の回収作業率	1	
	海岸清掃に取り組む団体数	120団体	
	環境美化活動の参加者数	13万人	
	学びの場づくり	15千人	
	海岸漂着物の発生源の認知度	0.6	
	県内の海岸の好感度	0.75	
漂着物調査による環境教育	1,200人		

2. 計画取組状況のモニタリング指標

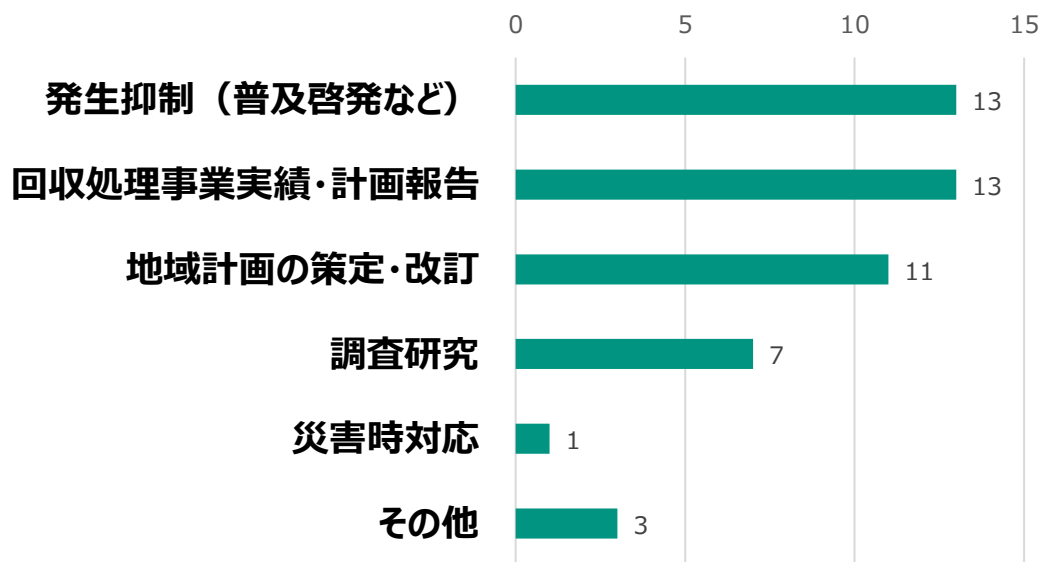
自治体	【指標】	【数値目標】	【進捗管理の手法】
大阪府	指標海岸における清潔度	-	清潔度指標の測定
	府民の行動変容の状況	-	アンケート等
	計画に基づく取組の実施状況	-	美化活動への参加人数やごみの回収量等
広島県	「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に準拠した目視調査によるモニタリングの実施	1海岸あたりにつき、ごみ袋換算で8分の1袋 = 2Lペットボトルが1本、または500mlペットボトルが3~4本程度 = かさ容量2.5L	<ul style="list-style-type: none"> 各重点区域において、ごみの回収量を勘案しつつ、「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に基づく評価ランクが減少傾向を示していること 平成28年度を基準に海岸清掃参加人数が増加していること
香川県	香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数	令和7年度までに25漁協	-
	県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数	令和7年度までに累計302,500人	
	海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数	令和7年度までに20人	

3. 協議会組織状況（法第15条）

- 組織済みは28道府県であり、福井県・岐阜県の2県が新たに追加（令和元年度・令和2年度時点：26道府県）。検討中は2県、他組織での対応は7県であった。
- 主な構成員は、国の関係機関やNPO/NGO法人等。構成員に市区町村の担当者を含む21道府県のうち、内陸市町村からの参加があったのは13道府県であった。

組織状況	都道府県数	都道府県名
組織済み	28	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
検討中	2	検討中：宮城県、鳥取県
他の組織で対応	7	東京都、神奈川県、静岡県、岡山県、広島県、高知県、和歌山県
組織予定なし	10	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県、島根県
計	47	

協議会における協議事項（道府県数、複数回答あり）



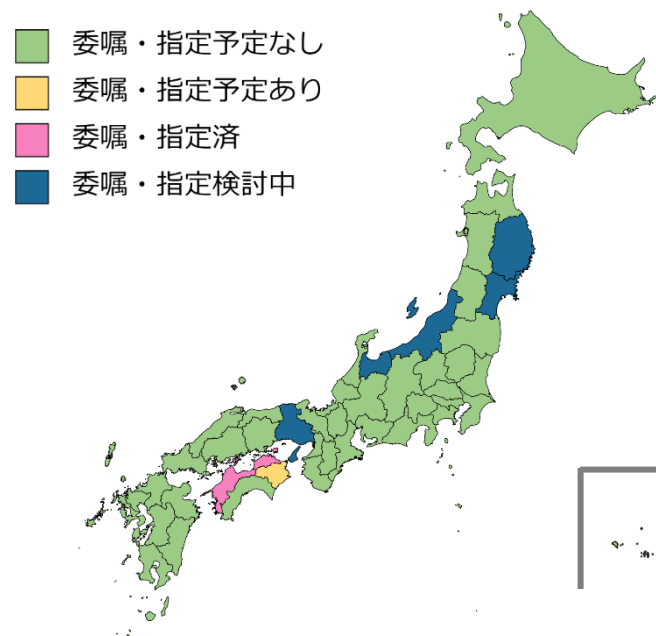
【その他の内容】

- ・木造船等漂着時の対応
- ・市町の取組
- ・海洋ごみ対策の最新の動向について

4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

- 令和3年度に新たに香川県が推進員や推進団体を委嘱・指定、徳島県が委嘱・指定予定。
- 委嘱・指定予定のない都道府県の理由としては、「必要性がない」「既存の取組あり」が中心。その他の意見として、有識者の把握が困難等が挙げられた。

委嘱・指定状況	都道府県数	都道府県名
委嘱・指定済み	2	愛媛県、香川県
委嘱・指定予定あり	1	徳島県
委嘱・指定予定なし	39	<p><u>必要性がない</u>： 北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、福井県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、岡山県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県</p> <p><u>既存の取組あり</u>： 山形県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、広島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県</p> <p><u>内陸県のため</u>： 栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県</p> <p><u>その他</u>： 千葉県、山口県、福岡県、沖縄県</p>
委嘱・指定検討中	5	岩手県、宮城県、新潟県、富山県、兵庫県、
計	47	



【その他の内容】

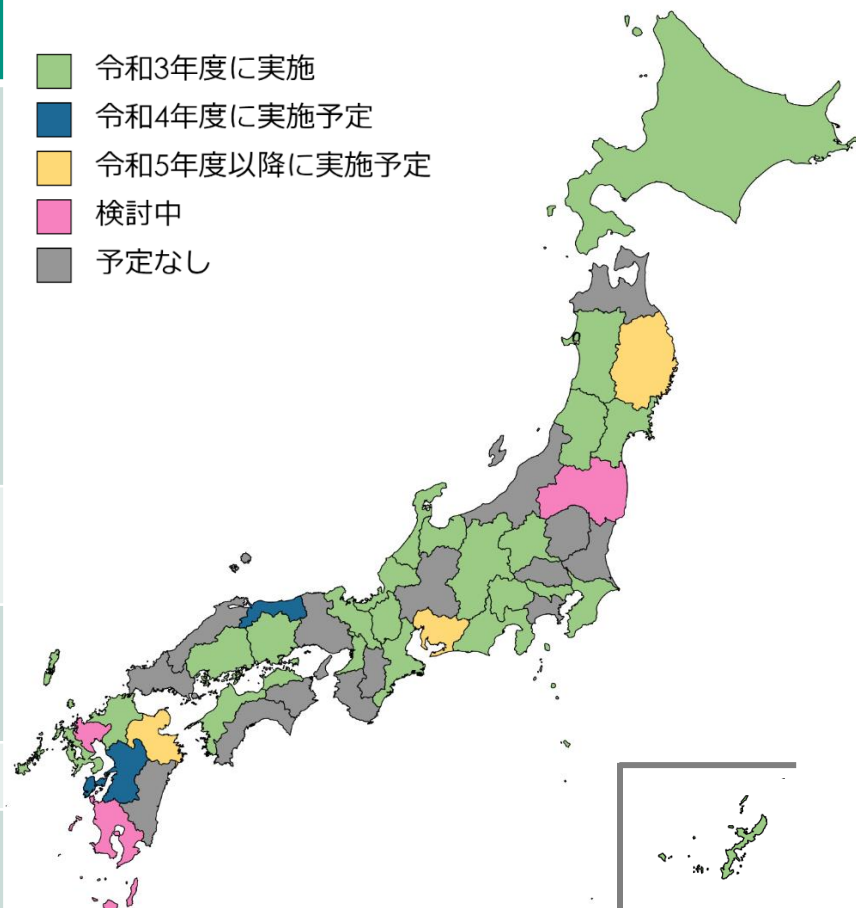
- ・将来的な制度導入について検討する。
- ・県内の情勢と他県の状況等を経過観察中。
- ・海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者の把握が困難であるため。
- ・海岸漂着物対策に特化した推進員の委嘱の費用対効果を検討した結果、他の事業と比較して優先度が低いため。
- ・業務多忙のため。

海洋ごみ対策の個別施策 (調査、発生抑制、回収処理)

5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 24都道府県が令和3年度に調査を実施。継続的に行われている調査とそうでない調査があり、令和元年度（18都府県）、令和2年度（27都道府県）と年による変動がみられる。
- 令和4年度は25都府県が調査を実施予定。

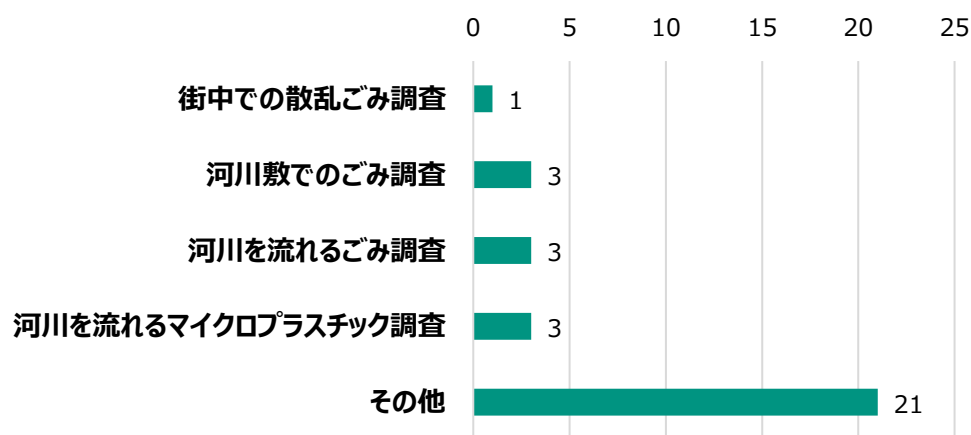
組織状況	都道府県数	都道府県名
令和3年度に実施	24	<p><u>令和4年度も実施予定</u>： 宮城県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、沖縄県</p> <p>令和4年度は未定：北海道</p>
令和4年度に実施予定	2	鳥取県、熊本県
令和5年度以降に実施予定	3	岩手県、愛知県、大分県
検討中	3	福島県、佐賀県、鹿児島県
予定なし	15	青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県
計	47	



5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく漂着ごみ組成調査を除くその他の調査内容は、主に海岸漂着物の調査に係るものであった。
- また、調査結果の主な用途としては、対策推進の基礎資料や、ウェブサイト等での公表等が挙げられた。

主な調査内容（都道府県数、複数回答あり、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく漂着ごみ組成調査を除く）



【その他の主な調査内容】

- ・海岸及び河川での調査
水辺の散乱ごみの指標評価手法を用いた海岸の概況調査
- ・海域、砂浜、湖沼表層水、下水道施設等でのマイクロプラスチック採水調査
- ・海浜公園前の砂浜におけるプラスチックごみの漂着状況調査
- ・河川、海域の流出・漂流実態、成分や分布の把握
- ・調査区画の漂着物（人工物）の個数と重量の調査
- ・水産多面的機能発揮対策事業を活用した各漁港におけるモニタリング
- ・漂着物の発生源推定や地域特性把握のための調査
- ・湾内へ流入するごみ等の組成調査

【調査結果の主な用途】

- ・発生抑制対策、海洋環境保全対策、廃棄物対策、漁場保全対策等を推進の基礎資料に使用するため。
- ・ウェブサイトでの公表等、普及啓発資料に使用するため。
- ・実態把握・モニタリング。
- ・地域計画の策定及び改訂のため。
- ・漂着物の量に応じ早急に対処するかを判断するため。

6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）

- 令和3年度に新たに福井県・宮城県の2県で第24条に基づき、土地の所有者等へ助言・指導を実施。
- 同条の規定にかかわらず助言及び指導したのは7府県であった（令和元年度、令和2年度と変化なし）。

組織状況	都道府県数	都道府県名
第二十四条に基づき、行った	2	福井県、宮城県
第二十四条の規定にかかわらず、行った	8	秋田県、福島県、茨城県、静岡県、京都府、奈良県、福岡県、熊本県
行わなかった	37	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

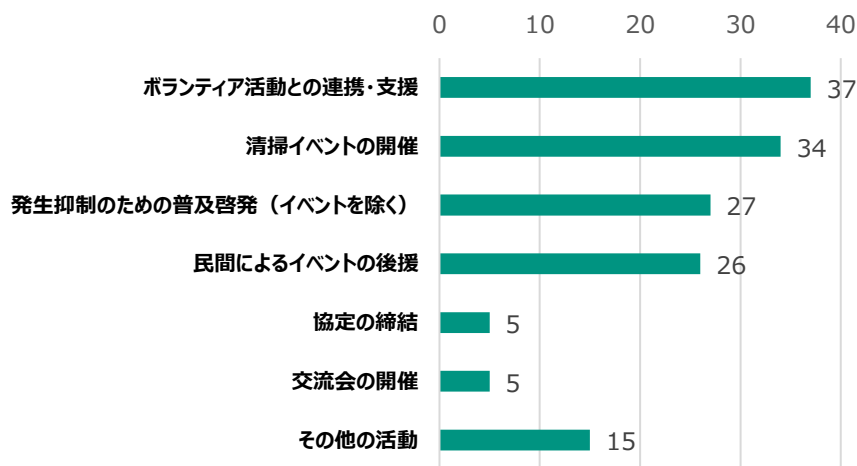
【助言・指導の内容】

- ・河川の草刈りを行う団体（自治会）への啓発を実施。
- ・川や側溝に投棄された不法投棄物が判明した際に、警察と共同で指導。
- ・破断した人工芝の流出抑制に関して指導。
- ・不法投棄やポイ捨て等について、行為者や土地管理者へ撤去するよう指導。
- ・廃棄物の多量排出事業所等への定期的な立入指導の際に、適正管理の促進について指導・啓発を実施
- ・河川付近のコンビニ店に対し、駐車場にごみが散乱している状況が見受けられたため管理や清掃を徹底するよう指導。
- ・不法投棄物の発見後、土地所有者を明らかにし、河川その他の公共水域に関わらず飛散等しないよう指導。
- ・住民に出水期前に家の周りを片付けるように助言、陸上に放置された廃棄物の撤去を指導。
- ・市町村と共同して、林地残材等流出予見箇所の調査及び指導を実施。

7. 民間団体等との連携（法第25条）

- 最も多かったのは「ボランティア活動との連携・支援」、次いで「清掃イベントの開催」であった。この傾向は令和元年度、令和2年度と同様であった。

民間団体との連携・活動に対する支援の実績
(都道府県数、複数回答あり)



【その他の主な活動】

- ・水産多面的機能発揮対策事業（浮遊・堆積物の除去）
- ・福祉サービス事業所職員・利用者との海岸清掃
- ・県、市町村、活動団体、学校、（公財）環日本海環境協力センターが連携した海岸漂着物調査
- ・県事業（海面環境保全事業）を活用した漁港付近の海面清掃
- ・NPO/NGO団体と連携した港湾区域内の漂流物の回収
- ・漁業者が漁業活動の中で回収した漂流ごみの処分
- ・漁協、農協、その他民間団体と連携した海岸清掃活動
- ・町内会等で自主的に回収した海岸漂着物の処分
- ・ビーチクリーナーを活用した定期的な砂浜清掃の委託

海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した者の表彰実績

表彰の実施状況	都道府県数	都道府県名
表彰した	4	富山県、福井県、香川県、福岡県
表彰していない	43	上記以外の都道府県
計	47	

【表彰者の具体的な活動内容】

- ・衛生委員として海岸特別清掃等に積極的に参加。
- ・海岸漂着物の発生抑制に貢献。
- ・地域の清掃や海岸清掃を実施、地域の環境美化に貢献。
- ・海ごみの再生利用に取り組む企業視察を行い、視察先などと連携して、海ごみを使った器やアクセサリー、楽器などの制作。
- ・長年にわたる定期的な海岸清掃活動の実施。
- ・長年にわたる海岸清掃活動のほか、調査研究、発生抑制、普及啓発活動を実施。

7. 民間団体等との連携-実施したい取組- (法第25条)

- 自治体が民間団体等との連携により今後実施したい取組として、清掃活動や普及啓発活動が挙げられた。
- 清掃活動は、海岸のほか海中や河川を対象とするものも挙げられた。

民間団体等との連携により実施したい取組

【情報発信・発生抑制】

- 民間団体が主体的に活動に参加できるような各種コーディネート等や、参加しやすいSNSを活用したツールの開発・運用
- 環境学習、清掃イベントなど発生抑制の啓発活動の実施・拡充
- 内陸を含めた流域圏も対象とした漂着物等の発生抑制に向けた効果的な普及啓発の手法検討・実施
- 実施しているビジターセンターでの普及啓発の取組（漂着ごみアート展示、ウォーターサーバー設置、啓発の展示、ワークショップ等）の展開

【プラスチック資源循環】

- デリバリーやテイクアウト、イベント等におけるワンウェイプラスチック容器の転換事業
- 製造、販売及び処理業者の連携によるプラスチック資源循環の構築及び情報発信

【清掃活動】

- 陸域部における散乱ごみ・河川周辺の漂流ごみの清掃活動
- ボランティア活動との連携強化、民間団体・企業と連携した清掃活動・イベントや啓発活動
- 流域圏における河川等で清掃活動を行うボランティア等との連携による海洋へのごみの流出を抑制する取組
- 若い世代が参加しやすい清掃活動イベントの実施
- 観光と連携した海岸ごみ清掃
- 海岸清掃を実施する民間団体より相談を受けて講師を派遣する取組を行っており、今後連携する団体を増やしたり、連携を深めたい
- プロギング等のイベントの開催（開催に向け、町内のボランティア清掃団体の把握・活動安定等を図っている。）
- 海岸清掃のための環境整備（ボランティアが多く清掃に入る海岸付近に、拾った海岸漂着物回収用コンテナの設置を予定。）

7. 民間団体等との連携-課題- (法第25条)

- 清掃活動に関連する課題として、参加人数の確保や協力団体がないこと、実施費用、アクセス困難性による回収や運搬の課題、手続きの煩雑さ等が挙げられた。

実施にあたっての課題

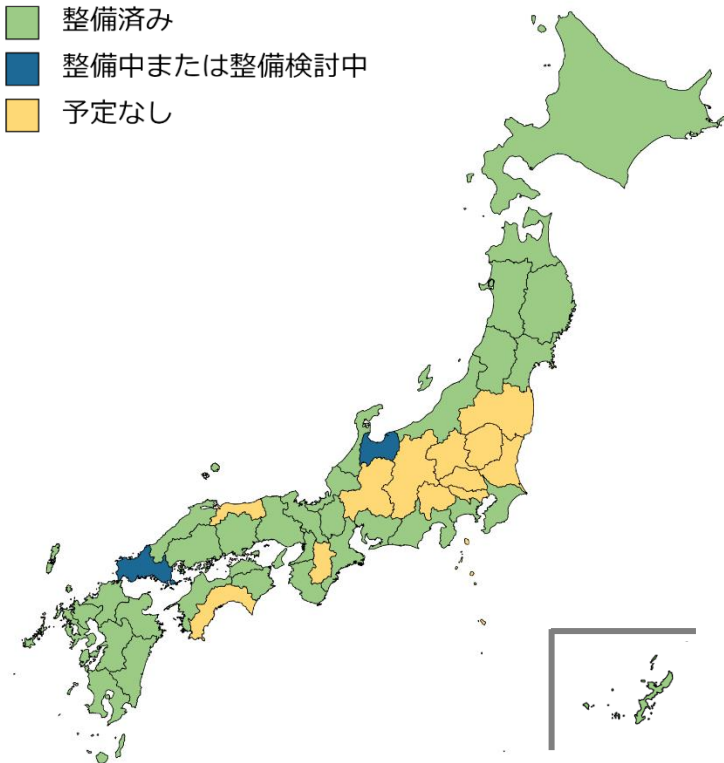
- 民間団体による清掃活動や啓発活動を実施したいが、現在のところ担う団体等がない。
- 大規模な人員や重機を投入した継続的な海岸清掃活動（財源や実施業者の都合が課題）。
- テトラポットや消波ブロック、狭小な岩礁、海に注ぐ用水路など、人が立ち入りにくい危険な場所（清掃できないような場所であり、ブイや漁網、流木などが堆積している）の清掃を行いたい、機材やノウハウがなく清掃できない。
- 人集めに課題がある。そもそも清掃活動に関心のある人しか参加しないため、当時者意識のない県民や企業を引き込むことが難しい。
- 各種団体と連携した美化活動について、資金調達や美化活動等に取り組む際の手続き（許可申請等）が煩雑であるため、新規団体参加のハードルが高くなっている。
- 回収した海岸ごみの一部が島内での処理ができないものがあり、仮置き状態になっている。

8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制（法第25条）

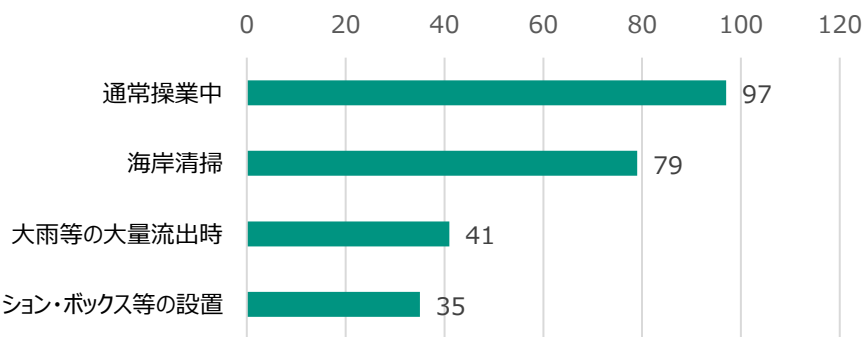
- 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制について、33道府県が整備済み。令和元年度は26府県、令和2年度は31道府県であり、増加が続いている。
- 2県が整備中または整備検討中。

整備状況	都道府県数	都道府県名
整備済み (令和4年11月時点)	33	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
整備中または整備検討中	2	富山県、山口県
予定なし	12	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県、鳥取県、高知県
計	47	

- 整備済み
- 整備中または整備検討中
- 予定なし



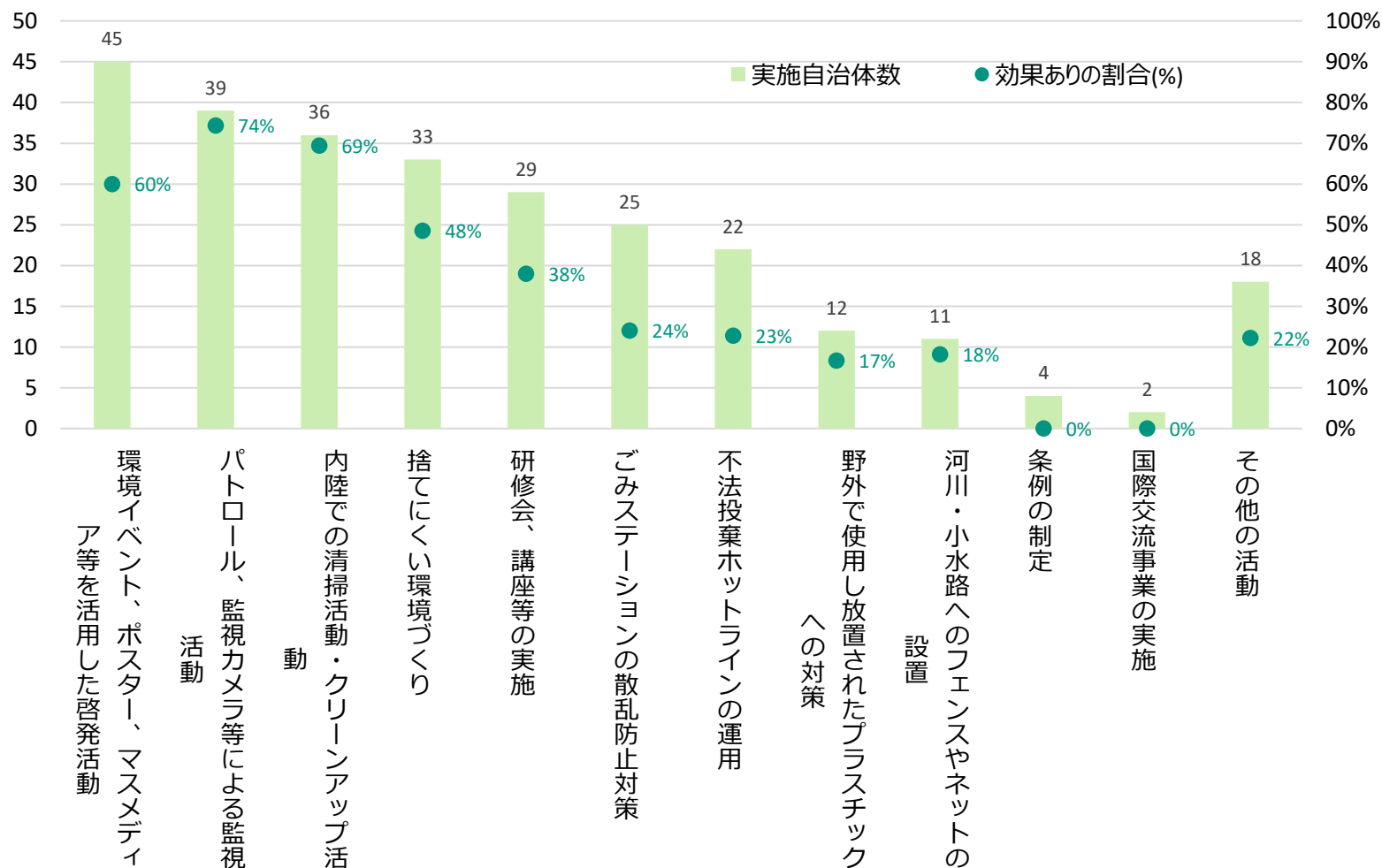
ごみ回収の取組
(全事業の合計件数、複数回答あり)



9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）

- 最も多く実施されたのは環境イベント等の啓発活動、次いでパトロール等による監視活動であった。一方で、実施した活動のうち、効果を感じた割合が最も高かったのは、パトロール等による監視活動であった。これらの傾向は令和元年度、令和2年度と同様であった。

「発生抑制対策」の実績（都道府県数、複数回答あり）



9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）

- その他活動として、海岸清掃に対する支援、チラシ等を用いた普及啓発活動、小中学校での環境教育などが行われた。

自治体	発生抑制対策
宮城県	年2回、中心市街地への「ポイ捨て禁止」横断幕の掲出を実施
秋田県	ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用し、身近な地域での県民の自主的なクリーンアップ活動を促進
福島県	海岸漂着物等モニタリング調査及びその結果の公表による啓発
栃木県	ごみ拾い活動
神奈川県	海岸利用者に対してごみの持ち帰り呼びかけ運動
新潟県	海岸漂着物等実態調査
福井県	清掃ボランティア団体へのごみ袋等の支給による活動の支援
静岡県	シルバー人材センターに委託し、市内の不法投棄ごみを回収
三重県	市役所、公共施設にウォーターサーバーを設置しペットボトル廃棄の削減を行った
京都府	学校・教育委員会と連携した環境教育の実施
島根県	高校生が作成した海ごみ「拾い箱」を試験的に設置
香川県	ホームページで不法投棄情報の発信
福岡県	環境衛生協議会を組織し、環境衛生思想の啓発普及を図り、健康な生活環境の保全寄与に努めた
佐賀県	漁港内への漂着ごみ流入防止のためのオイルフェンスを設置
鹿児島県	チラシを作成し、全戸に配布。リーフレットを作成し、環境体験学習時に活用／不法投棄対策として、パトロール・看板設置・広報紙・防災無線等での周知抑制活動
沖縄県	小中学生と保護者、教員等による週2回の通学路清掃（村がごみ回収を行う）

9. 発生抑制対策-得られた効果- (法第23条、第26条、第27条)

- 普及啓発活動、不法投棄対策のパトロールや監視カメラ設置、清掃活動等により、発生抑制対策における一定の効果が確認された。

検討課題

- 普及啓発活動（Webを活用したプロモーション、小学生向け冊子、リーフレット、環境イベント出店、環境学習プログラム（カードゲーム）、出前講座、施設へのウォーターサーバーの設置等）を通じて、海洋ごみに関する認知向上や環境保全、資源循環に対する意識の醸成、行動変容に繋がった。
- 研修会や普及啓発活動等により、内陸部の市町村との連携強化に繋がった。
- 普及啓発活動により、清掃活動への参加人数が増加した。
- 子ども世代（小学生等）へ発生抑制対策を働きかけることで、親世代への波及効果に繋がった。
- プラ製レジ袋の提供禁止条例により使い捨てるのシステムを見直すルールを普及することで、消費者のライフスタイル変革のきっかけとなった。
- 環境イベント実施により、参加者の意識醸成につながり、沿岸部だけでなく内陸部においても発生抑制対策に効果があった。
- 不法投棄が多い場所への防止柵等の立入抑制の強化・カメラ・看板の設置、パトロール等により、不法投棄件数が減少し、ごみの持ち帰りの現象もみられた。
- パトロールや監視カメラの設置により、特に家電などの大型ごみの不法投棄が減少した。
- 河川パトロールにより漂流ごみを回収し、海岸漂着物量が減少した。
- 看板（環境ポスター）やカラス避けネットを設置したごみステーションで、ごみの散乱が減っている。
- 捨てにくい環境づくりや不法投棄パトロール等により、海岸利用者の環境意識の向上に繋がった。
- 清掃活動の実施により、海岸や河川の景観美化、地域のイメージアップに繋がった。
- 海岸清掃や内陸地域での散乱ごみの回収イベントにより、参加者に体験的に環境保全意識を醸成することに役立った。

9. 発生抑制対策-検討課題1-（法第23条、第26条、第27条）

- 課題としては、定量的な効果の検証や無関心層への啓発が困難であること、人員や予算不足、内陸自治体との連携などが挙げられた。

検討課題

【全般】

- 定量的な効果の検証が困難。
- 発生抑制対策の効果が薄く、県内の排出事業者への働きかけが必要。
- 内陸地域の市町村の地域間の連携が必要。
- 海外からの漂着ごみについては海外への対策が必要。
- 予算の確保が困難。
- 流木及不燃物の処分費の確保。流木においては塩分を含むためリサイクルが不可。

【清掃活動】

- 環境保全団体の高齢化等による担い手不足。
- 清掃活動等への参加人数の拡大・住民の巻き込み方。
- ボランティア清掃活動を実施する団体の掘り起こし。
- 継続して実施しないとごみが溜まっていってしまう。
- 通学路の定期清掃については発生抑制の啓発効果があるが少子化社会にあっての継続性が課題。

【普及啓発】

- 海ごみ問題の認知度向上と具体的行動の実践の更なる啓発。
- 県民が発生抑制対策を身近に感じられる活動ツールの開発。
- 無関心層への啓発方法。
- 海岸漂着物の多くが内陸由来である海域について、そのことに対する住民や事業者の認知向上。
- 環境美化監視員による啓発活動に取り組んでいるが、啓発対象が限られている。
- 出張型講座を行っているという周知が十分でなく、依頼が少ないことが課題である。
- 先駆的な地域住民による河川清掃活動や河川についての理解と関心。
- プラスチック削減に向けた意識の変容が課題。
- 新型コロナウイルスや天候等に影響されない実施方法の検討（オンラインによるバーチャル体験等）。

9. 発生抑制対策-検討課題2- (法第23条、第26条、第27条)

- 不法投棄やその対策については、不法投棄が頻発する場所への対応、看板設置による景観の悪化や、パトロールや監視カメラ設置・管理に関する人員不足等が挙げられた。

検討課題

【不法投棄・散乱ごみ対策】

- 不法投棄の件数がいまだ高い水準にある/完全になくすことが困難。
- 監視カメラを外した後不法投棄が行われていた。
- 区域外住民による山林等への不法投棄の対応。
- 外国人による不法投棄や廃棄物の不適正保管。
- 雑木などが繁茂している場所でのごみ発見が困難。
- 施設利用者のごみの分別や持ち帰り等のルール順守が徹底されない。
- 後を絶たない河川敷へのごみのポイ捨てや不法投棄に対して関係機関と連携が必要。
- 不法投棄が頻発する場所への対応が困難。
- 置き去りごみの対策、行政で清掃をすることにより逆にごみを置いていく現象が起きた。
- 監視カメラの確認作業やパトロールを行う人員の不足、不法投棄場所に対する監視カメラの不足。
- ペットボトルやビニール製品などのポイ捨てを防止するのが難しい。
- 不法投棄者の特定が難しく、不法投棄者に対し、不法投棄が環境汚染に与える影響が大きいことを伝えられていない。

【看板の設置】

- 海岸部への看板設置は景観を損なう。
- 看板の設置だけでは効果が低い場合があること。
- 景観保持のみならず、複数目的での看板が海岸に乱立しており、全体の統一性が必要。
- 看板の見通しをよくするため、草刈りなどを実施する必要がある。
- 看板や監視カメラ等の設置がない場所にごみの投棄が頻繁が集中する。
- 不法投棄の早期発見、早期撤去等の実施

9. 発生抑制対策-今後実施したい- (法第23条、第26条、第27条)

- 今後実施したい発生抑制対策として、使い捨てプラスチックの使用削減の推進、陸域の散乱ごみや不法投棄対策、市民や漁業者等幅広い層に向けた普及啓発活動等が挙げられた。

今後実施したい発生抑制対策

- リユース食器など、繰り返し使える製品の普及。回収・運搬・洗浄のコストの負担。
- 環境監視員による不法投棄パトロールの継続や広報等による市民への啓発、原因者への指導。学習会の実施。
- 内陸部における散乱ごみ対策。
- ポイ捨て防止や海岸漂着ごみについての住民へのより効果的な啓発。
- プラスチックスマートキャンペーンを県民運動として展開。
- 流竹木による漁業被害が多く発生している、関係市内の漁協、漁連、関係市、県関係機関（漁業関係課と地元の土木事務所、漁港事務所、林業事務所、農業事務所等）及び取水施設等管理者による意見交換会の再開。
- 監視カメラ等による不法投棄対策や、投棄者の特定。
- 初心者向けの清掃体験プログラムの提供や、スポーツイベント等を付加した清掃活動など、体験型の取組。
- 音声発信機能付きドローンを用いた海岸、河川でのパトロール充実。
- 内陸部と沿岸部の自治体の協力体制づくり。
- 河川中のマイクロプラスチック調査。
- 看板の設置等・不法投棄箇所への監視カメラの設置。
- 小学生等を対象とした環境教育や出前授業。
- 漁業関係者への講演会。
- 観光客やレジャー客に対する啓発。
- 引き続きアドプト団体による継続的な美化活動の実施。

10. 地方公共団体同士の連携 – 令和3年度の取組 –

- 令和3年度に地方公共団体同士の連携により実施した取組について、一斉清掃や不法投棄防止パトロール、普及啓発活動、広域での地域計画策定の検討等が挙げられた。

令和3年度において実施した取組

- 三方五湖一斉清掃、不法投棄パトロール。
- 県と市町村が連携し、海岸清掃イベント、普及啓発イベントを実施。
- 流域圏広域地域計画策定の検討。
- 浜松市と湖西市が共同で浜名湖の水をきれいにする会として、浜名湖プラスチックごみ学習会を開催。
- 各地で行われている清掃活動をとりまとめ、県民に清掃活動への参加等呼びかける「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県、三重県で連携して実施。
- 伊勢湾総合対策協議会・海岸漂着物対策検討会（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市で構成する会議）において、共同啓発物品（軍手）を作成し、配付した。
- 不法投棄の合同パトロールを実施。
- 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃（日本海沿岸の日韓8県市道が連携した一斉清掃を実施）。
- 瀬戸内4県（広島県、岡山県、愛媛県、香川県）と日本財団が連携協定を締結し、瀬戸内オーシャンズXの海ごみ対策プロジェクトを推進している。令和3年度は、4県それぞれで人口が集まるエリアを流域とする中小規模の河川を調査し、ごみの発生要因を分析。
- 肱川流域の一斉清掃を関連市町と国土交通省、愛媛県、市民その他清掃活動を実施する任意団体等と連携して実施。
- 福岡都市圏17都市による「海洋ごみ問題シンポジウム」及び都市圏行政担当者（企画・環境部門）による「美しく豊かな海をまもる福岡都市圏プロジェクト」に係るグループワークの実施。
- 伊万里湾環境保全対策協議会の構成自治体において、海の環境保全をテーマにポスターを募集し、展示等を実施。
- 流木等処理対策連絡調整会議による関係地方公共団体と情報共有や意見交換を実施。また、五十鈴川流域森と水を守る協議会での情報共有。

10. 地方公共団体同士の連携 – 今後実施したい –

- 今後実施したい取組として、発生抑制対策や普及啓発活動の実施、情報共有等が挙げられた。

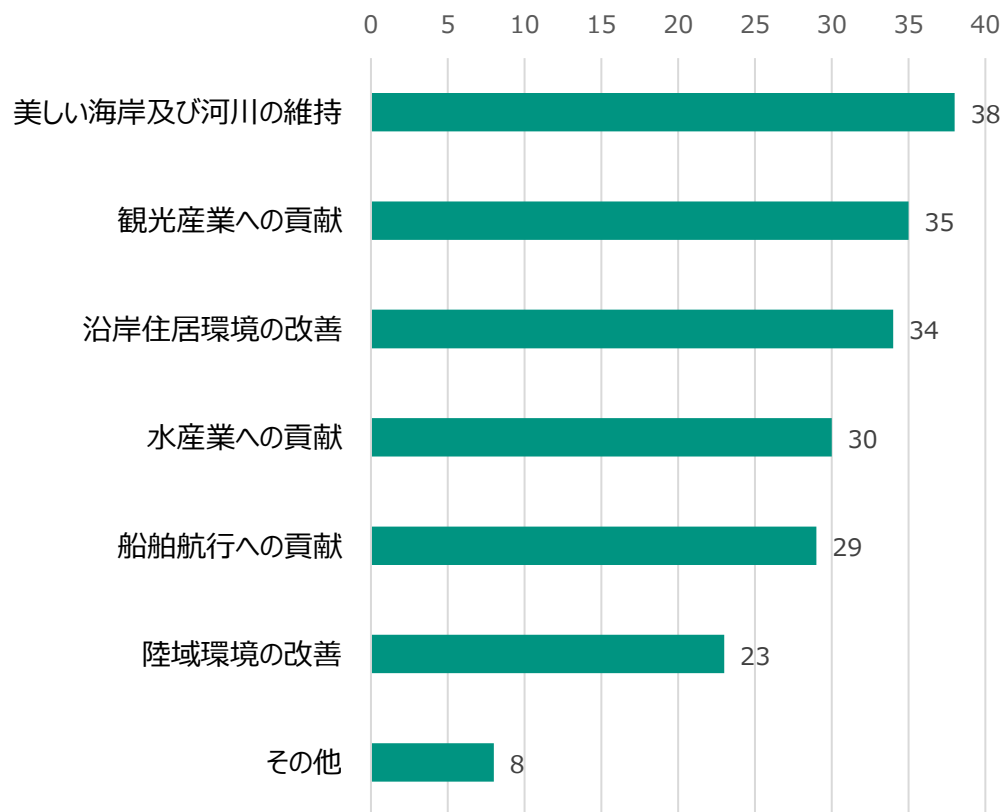
今後実施したい取組

- 河川へのゴミ回収ネット設置（収集したゴミの回収費用が課題）。
- 海洋ごみの発生源推定のための組成調査結果等の情報共有。
- 海流調査から漂着物の流れを分析し防波堤や消波ブロック等を新設することで、ごみの集積場所をまとめる取組。（調査等にかかる実施主体や財源確保が課題）
- 流域の他県、河川の上下流の自治体と連携した清掃活動や環境美化啓発イベント、普及啓発、環境教育の実施。
- 隣接する自治体間で、クリーンアップ強化月間を設定し、啓発を兼ねた一斉清掃等の活動を実施。
- 隣接する自治体及び観光サイドを巻き込んだ海岸美化活動。
- 利根川流域におけるマイクロプラスチックについて学ぶツアー。
- 内陸部の河川ごみ対策に係る普及啓発事業。
- 漁業活動時に回収した漂流ごみの処分の取り扱いについて、漁港管理者（県・市町）における対応の協議。
- 県境を越えての移流ごみの抑制対策。
- 県単独での海洋プラスチックごみ対策では不十分であるため、市町村と連携し実施規模を拡大したい。
- ボランティアが集めたごみの回収・処分について、事務所だけで行うには限界があることもあるため、近隣自治体と協力して処分の対応を行っていききたい。
- 警察との監視体制・取締り等のさらなる強化。
- 災害時の廃棄物越境にかかる手続きの簡素化。

11. 補助金によって得られた具体的な効果

- 海岸及び河川環境の維持や観光産業への貢献だけでなく、水産業への貢献といった効果を挙げる都道府県も多かった。

補助金によって得られた具体的な効果
(都道府県数、複数回答あり)



【その他の事例】

- ・使い捨てプラスチックごみの発生抑制
- ・海岸漂着物発生抑制対策、美化啓発による人々の美化意識の向上
- ・環境美化啓発イベントツアーを通じた、県民のプラスチックごみ問題に対する意識啓発
- ・アカウミガメの産卵地の保全
- ・内陸部での漂着ごみ問題に対する意識醸成、普及啓発
- ・ごみの量が減少傾向にある。
- ・海岸保全施設への影響が軽減

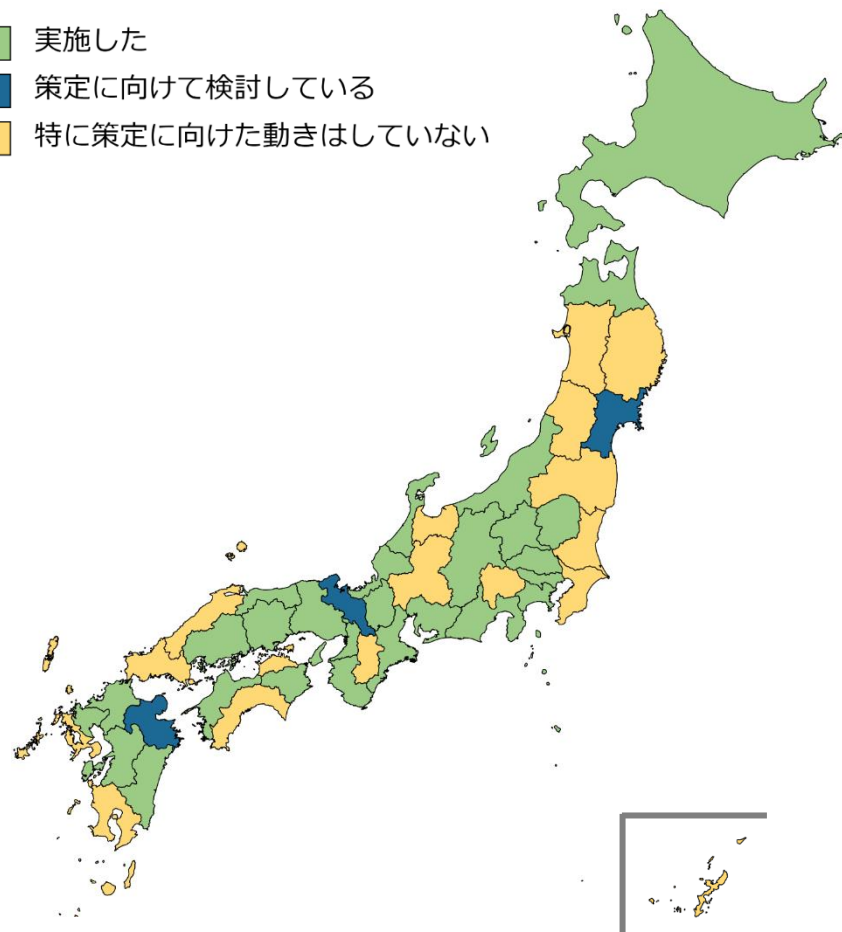
海洋プラ問題などに関する各都道府県の方針と課題

12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定

- 平成30年度～現在までに26都道府県が方針、計画、ビジョン、宣言等の策定を実施。令和元年度は23府県、令和2年度は24都道府県であり、増加が続いている。
- 2府県が策定に向けて検討中。

新たな宣言などの策定・改定	都道府県数	都道府県名
実施した	26	<p>令和元年度までに実施： 北海道、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、熊本県</p> <p>令和2年度実施： 青森県、新潟県、石川県、岡山県、徳島県、福岡県</p> <p>令和3年度実施： 埼玉県、広島県</p> <p>令和4年度実施： 佐賀県</p>
策定に向けて検討している	3	宮城県、京都府、大分県
特に策定に向けた動きはしていない	18	岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、奈良県、島根県、山口県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

- 実施した
- 策定に向けて検討している
- 特に策定に向けた動きはしていない



■ 宣言名

森川海人っ 『プラスマLifeさが』 アクション宣言 ～ Plastic Smart Life さが ～

■ 概要

「森川海人っプロジェクト」の一環として、重点的にプラスチックごみ削減に取り組んでいくこととし、使い捨てプラスチックの削減、紙等のプラスチック代替品の活用など、「プラスマ Life さが※1」を官民連携のもとオール佐賀で取り組んでいきます。

※1 プラスマ Life さが = Plastic Smart Life さが プラスチックごみ削減に向け、県民一人ひとりの行動変革を推進するもの。

■ 目指す姿

県民・企業・行政・CSOが、協働・連携し、使い捨てプラスチックごみを減らす活動を行うことを促進し、一人ひとりの自主的な行動が広がることで、佐賀の豊かな自然を未来へつなぎ、みんながより質が高く、豊かに暮らしていけることを目指します。

■ 主な取組

- ・使い捨てプラスチックの削減
- ・紙等のプラスチック代替品の活用
- ・更なる3R+Renewable ※2の推進
- ・ポイ捨ての防止 など

※2 3R+Renewable…リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生） リニューアブル（再生可能資源への代替）



森川海人っ

『プラスマ Life さが』 アクション宣言
～ Plastic Smart Life さが ～

13. 各都道府県からの課題、提案、要望

- 各都道府県から挙げられた課題、提案、要望を以下に列挙する。

【発生抑制・調査】

- 製造・流通・消費段階でのプラごみ発生抑制対策など、プラスチック資源循環推進法と整合した取組を要望する。
- 住民の行動変容を促す効果的な方策について情報提供してほしい。
- 流域圏の多様な主体が連携した海洋プラスチックごみ発生抑制対策への支援を要望する。

【回収・処理】

- 海岸管理者のいない海岸における占有者の処理責任を明確化してほしい。
- 漁業者等が回収する漂流ごみ・海底ごみの処理ルールの明確化等、処理体制の確立に向けた取組への支援を要望する。
- 主に島嶼部の回収が困難な海岸漂着物の対策について、他県や市町村との具体的な連携方法等を検討する必要がある。
- 海域への流失を防ぐため、海岸漂着物を迅速に処理できるような監視体制の構築が必要である。

【その他】

- 海洋プラスチックの資源循環に関する知見の共有について提案してほしい。

【財政支援】

- 海岸漂着物等の回収・処理には一部地方負担も生じており、市町村の希望額どおりに配分できない状況にあるため、必要な予算の安定的な確保を要望する。
- 「漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等」に対する定額補助を「漂流ごみ等」に限定せず「海岸漂着物等」としてほしい。
- ボランティアによる河川の清掃活動も、国庫補助の対象として支援を要望する。
- 補助金に係る予算の拡充及び補助金の継続を要望する。
- 従来 of 海岸清掃事業及び海洋ごみの発生抑制対策の拡充のため、補助金の全メニューの補助率を10割に戻してほしい。
- 予期せぬ漂着物の発生に対する補助制度の弾力的な運用を要望する。
- 年度当初から海岸漂着物等対策事業費補助金を利用したいため、早期に交付決定を要望する。
- 中長期的な取組が必要な海洋ごみ対策実施のための当初予算での財源を確保してほしい。
- 突発的な豪雨や台風の影響などによる大量の漂着物にも迅速に対応できるよう、予算の確保を要望する。
- 内陸域での河川ごみの回収を補助金対象事業として追加することを要望する。
- 海岸線を有しない自治体での発生抑制対策に係る補助率の引き上げを要望する。